

北海道国民健康保険運営方針に基づく取組 (新旧対照表)

資料 3 - 1

【総括表】

項目	目 標	令和3年度～5年度 (新)		令和2年度以前 (旧)		評価基準及び 進捗管理方法の設定
		Plan (計画)	Do (実施)	Plan (計画)	Do (実施)	
		内 容	取組内容等	内 容	取組内容等	
保 険 料 (税) 関 係	保険料水準の統一 (第3章 第3節)	<ol style="list-style-type: none"> 1 小規模市町村における保険料(税)負担増加のリスクを軽減するとともに、負担の公平化を進めるため、納付金算定上、市町村間の医療費水準の差を反映させない(a=0)こととする 2 保険料水準を統一し、安定的な国保運営のための取組が市町村間で平準化し、全市町村の標準保険料率が同一となることをもって保険料(税)率の統一(統一保険料率)と定義し、令和12年度を目途に統一保険料率を目指す 3 統一保険料率における賦課方式は、市町村標準保険料率に用いている所得割・均等割・平等割の3方式に統一資産割を賦課している市町村は、将来に向け資産割の廃止が必要となるが、これにより被保険者の保険料(税)負担に急激な影響があることも想定されるため、令和8年度までを経過措置期間として設定 4 統一保険料率となった際に生じる、被保険者負担の激変を緩和するために、今後、道が示す市町村標準保険料率算定の基礎となった応能割額の割合と応益割額の割合を段階的に合わせる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 保険料水準の統一に向けた具体的な進め方について市町村と協議 2 統一保険料などに向けた具体的な進め方について市町村と協議 3 資産割廃止に向けた取組への助言 4 市町村標準保険料率賦課割合へ市町村の賦課割合を近づける 	<ol style="list-style-type: none"> 1 激変緩和措置の期間(平成30年度から35年度までの6年間を基本に検討)終了時を目標に保険料水準の統一を目指すこととし、具体的な進め方については、基本的に3年ごとの運営方針の見直しの中で検討する 	保険料水準の統一(医療費水準反映係数a=0)に向けた具体的な進め方について市町村と協議。	個表3 (新)
医 療 費 適 正 化 関 係	療養費の支給の適正化 (第5章 第3節)	<ol style="list-style-type: none"> 1 海外療養費 市町村の事務処理の効率化や不正請求防止対策を一層推進するため、北海道国民健康保険連合会で一次審査と同様のレセプト点検を行う 	レセプト二次点検委託業務として実施	<ol style="list-style-type: none"> 1 海外療養費 (1) 受託可能な事業者や条件、費用等に係る情報提供などの支援 (2) 道内市町村で支給実績のある海外医療機関の受療情報のデータベース化及び情報提供 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 国保連合会でレセプト二次点検を受託し、レセプトの作成業務等を行い、市町村へ提供 (2) 2次点検でのデータの蓄積状況によりデータベース化や情報提供について検討 	

【個表】

項目	目 標	令和3年度～5年度 (新)	令和2年度以前 (旧)	評価基準及び 進捗管理方法の設定
		評価基準(※の項目のみ進捗管理方法)	評価基準(※の項目のみ進捗管理方法)	
財 政 の 見 通 し	財政収支の改善と均衡 (第2章 第2節)	<ul style="list-style-type: none"> 必要最低限の繰越金額となる予算・決算 収支バランスを適切に見極め、基金の活用を最小限にする道の国保会計の運営 	<ul style="list-style-type: none"> 必要最低限の繰越金額となる予算・決算 年度間の財政調整が可能となる程度の基金の保有 	個表1
保 険 料 (税) 関 係	赤字の解消・削減 (第2章 第3節)	<ul style="list-style-type: none"> 決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っている全ての市町村における、削減の目標年次及び削減予定額を定めた個別の計画作成 上記の個別計画に係る年次別の実施状況報告書(赤字削減額・削減割合等の実施状況の詳細や今後の取組を記載)の作成 【目標】「赤字削減・解消計画」策定市町村：R12年度 0市町村 	<ul style="list-style-type: none"> 決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っている全ての市町村における、削減の目標年次及び削減予定額を定めた個別の計画作成 上記の個別計画に係る年次別の実施状況報告書(赤字削減額・削減割合等の実施状況の詳細や今後の取組を記載)の作成 	個表2
	保険料水準の統一 (第3章 第3節)	別紙【資料3-2】のとおり	-	個表3(新)
	保険料(税)収納率の向上 (第4章 第2節)	<ul style="list-style-type: none"> 市町村保険者の収納率が道内の規模別目標収納率を達成 ①被保険者数5千人未満 (目標収納率:96.9%) ②被保険者数5千人～1万人未満 (目標収納率:96.1%) ③被保険者数1万人～2万人未満 (目標収納率:95.8%) ④被保険者数2万人以上 (目標収納率:94.0%) 	市町村保険者の規模別収納率が全国上位5割にあたる収納率を達成	個表3 個表4 (修正)
関 係 正 常 化	保健事業実施計画の策定及び推進(第6章 第2節 2)	(※令和3年度中に全179市町村でのデータヘルス計画策定が完了する予定につき個表5は削除する)	データヘルス計画策定保険者数 : H29年度 148/179市町村 ⇒ R3年度 179/179市町村	個表5 (削除)